

人にも畑にも
やさしい乳酸菌

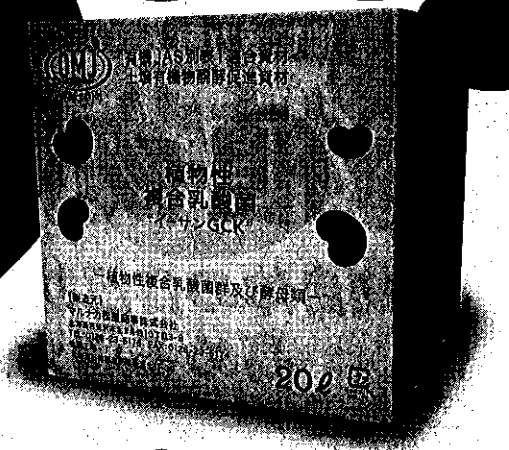
有機JAS
認証
JASOM-221101

みどり戦略
対応

バイオ
スティミュラント
資材

ジーク
イーサンGCK

生きた乳酸菌類の働きで、
有機物の分解を活性化。
栄養吸収を促進させ、
植物本来の力を引き出します。



1 植物性複合乳酸菌群
及び酵母類

2 肥料取締法による
分類／特殊肥料※
※届出番号：第7025号

3 全て北海道産原材料による
自然素材製品

生産者
岩田農園 岩田英樹さん

タマネギ栽培を父と43年続けてきましたが、平
均収穫量は10aあたり約3.8tでした。しかし
「イーサンGCK」を育苗に使うと、10aあたり6tと
いう驚異的な収穫量を記録したのです！さらに
90%以上が正品だったことにも驚きました。

共同研究開発者
酪農学園大学 山口昭弘教授

天然資源を有効利用した
環境にやさしい製品

イーサンGCKの開発試験では、新たな発想によ
り、山奥に自生する野草から乳酸菌や酵母などの
有用微生物を効率的に増殖させる発酵条件を
解明しました。天然微生物資源を有効利用した
環境にやさしい製品と評価できます。

 マルナカ松屋商事株式会社
〒068-0042 北海道岩見沢市北2条西10丁目3番8号
TEL 0126-23-5175 FAX 0126-23-5174

<https://matsuya-s.co.jp/>



1面 バイオスティミュラント資材特集号

THE JAPAN AGRICULTURAL NEWS

発行所 日本農業新聞
〒110-8722 東京都台東区秋葉原2番3号
www.agrnews.co.jp

2025年（令和7年）
8月26日
火曜日

近年の気候変動による高温障害や干ばつ被害などから、解決に寄与する資材として注目が集まるバイオスティミュラント（BS）。実証に乗り出すJAの動きも広がる中、農林水産省は5月にBS資材の適切な選択と使用に向けてガイドラインを策定した。本特集では、BS資材を活用する上で重要な国内の指針となるガイドラインを農林水産省に解説してもらった。また、BS資材の普及・利用に関する団体のガイドラインへの受け止めや、産地の取り組み事例も紹介する。オンラインセミナーも9月26日に実施する。

バイオスティミュラントの定義

BSの定義は、現在流通している資材の実態や、欧米におけるバイオスティミュラントの定義を参

近年、バイオスティミュラント（BS）と呼ばれる従来の農薬、肥料、土壌改良資材とは異なる新たなカテゴリーの生産資材の開発・使用が国内外で進み、異常気象や収量増加などへの対応として期待されている。

一方、BSは新たな生産資材で、この資材に効果があるのかわかりづらい「表示が明確になっていないものもある」などが課題だ。このため、農林水産省では2月、BSの製造者や使用者など

が参画した「バイオスティミュラントに係る意見交換会」を開いた。この意見交換会での意見などを踏まえ、農林水産省は5月、「バイオスティミュラントの表示等に係るガイドライン」を公表した。

ガイドラインは、事業者がBSを取り扱うに当たって特に留意すべき事項を示し、事業者の自主的な取り組みを促すとともに、使用者の目的に合った製品の選択や適切な使用に資することを目的としている。

保存版
バイオスティミュラント資材特集「ガイドラインのポイント」

農作物、土壌の機能を補

特設ウェブサイト・
オンラインセミナーの紹介

オンラインセミナーは9/26に開催

紙面だけでなく、特設ウェブサイト（本日から）、オンラインセミナー（9月26日）も展開します。バイオスティミュラント（BS）資材は、新しい資材のため、資材ごとの説明が必要です。特設ウェブサイトでは、本特集に載せられなかった「より詳しい資材情報」を掲載しています。

欧米におけるバイオスティミュラントの定義

EUにおける定義※1

植物または植物根圏の以下の特徴の一つ以上を改善することを唯一の目的として、製品の栄養成分とは無関係に植物の栄養過程を刺激する製品

- ① 栄養素の利用効率
- ② 非生物学的ストレスに対する耐性
- ③ 品質形質
- ④ 土壌または根圏における非可給態栄養素の利用可能性

※1 Regulation (EC) 1107/2009のCHAPTER I Article3の「Definition」を

米国における定義※2

種子、植物、根圏、土壌、またはその他の生育培地に適用された場合、バイオスティミュラントの栄養成分とは無関係に、植物の本来のプロセスを補助し、それによって栄養素の利用可能性、取り込みまたは利用効率、非生物学的ストレスに対する耐性、およびその結果としての成長、发育、品質、または収量を改善する作用を有する物質、微生物、またはそれらの混合物。

※2 [S.802 Plant Biostimulant Act of 2023] / [H.R.1472-Plant Biostimulant Act] の

効果・使用に係る表示

ガイドラインでは、事業者が、製品の容器・包装などに、「バイオスティミュラントとしての効果」を示すことも記

考にした。ガイドラインでは、「農作物または土壌に施すことで農作物やその周りの土壌が元々持つ機能を補助する資材であって、BS自体が持つ栄養成分とは関係なく、品質又は収量が向上する土壌中の栄養成分の吸収ものをいう」とした。

性、農作物による栄養分の取込・利用効率及び乾燥・高温・塩害等の生物学的ストレスに対する耐性を改善するものであり、結果として農作物の品質又は収量が向上するものという」とした。